

予防業務に関する消防庁の支援事業の改善・拡充等について

令和8年8月6日
消防庁予防課

検討の方向性（案）

① 現行の消防庁の支援事業に長期派遣パターンを追加してはどうか。

- 両本部ともにメリットがある体制として、相互派遣が考えられるのではないか。
- 適切な派遣期間はどの程度か。
- 消防本部間の円滑なマッチングの手順はどうか 等

② 地方自治法上の連携・協力制度について、消防庁において以下のような取組を行うことにより、消防本部が活用しやすい環境を整備してはどうか。

- 制度活用に係る要領の策定等
 - ・ 職員派遣、協議会、事務の代替執行など、予防業務において活用が考えられる制度の概要を整理
 - ・ 想定される連携・協力のニーズごとに制度選択の考え方や活用上のポイントをわかりやすく提示
 - ・ 制度活用に至るまでの一般的な流れや手続上の留意点を整理
 - ・ 協定書や規約等の標準様式及び記載例を掲載
- 制度活用経験のある消防本部に相談し、助言が受けられる仕組みの構築

参考：地方自治法上の制度活用（過去の検討結果）

平成27年度 火災予防の実効性向上作業チーム会議

〔制度活用のイメージ〕

職員の派遣（第252条の17）	協議会（第252条の2の2）	事務の代替執行（第252条の16の2）
- 大都市等の消防本部の職員を小規模消防本部の求めにより派遣し、小規模消防本部の消防吏員に併任する等により、当該職員が小規模消防本部の職員と連携して権限行使を行う - 小規模消防本部の職員を大都市等の消防本部に研修派遣し、大都市等の消防本部の消防吏員に併任する等により、権限行使の経験を積み、ノウハウを習得	違反対象物に対する措置命令、告発等の業務を執行する主体として、都道府県等の単位で大都市等の消防本部を含む管理執行協議会を設置し、協議会が構成消防本部の消防長等の名において命令等の事務を執行	大都市等消防本部又は都道府県が、小規模消防本部管内の違反対象物に対して、小規模消防本部の消防長等の名において命令等の事務を代替執行

〔制度の特徴、期待される効果〕

職員の派遣（第252条の17）	協議会（第252条の2の2）	事務の代替執行（第252条の16の2）
- 高度な専門性・経験を有する大都市等の消防本部の職員が小規模消防本部における命令等の事務を直接的に支援することが可能 - 命令等の責任主体（権限行使の効果の帰属）と同じ主体を実施主体（いずれも各消防本部の消防長等）とした上で、実態上、大都市等の消防本部における専門的知識・経験を活用して命令等を行うことができる - 制度の運用に際して議会の議決が不要であるため迅速な対応が可能。また、一時的な業務量の増加等に対しても柔軟な対応が可能 - 研修を通じたノウハウの共有が可能	- 同左 - 命令等の責任主体（権限行使の効果の帰属）は各消防本部の消防長等とした上で、実態上、協議会が命令等を行うことができる - 協議会で取り決めた共通の基準で統一的に違反処理を行うことができる。 - 制度の運用に際して議会の議決が必要 - 協議会を通じたノウハウの共有が可能	- 同左 - 命令等の責任主体（権限行使の効果の帰属）は各消防本部の消防長等とした上で、実態上、大都市等の消防本部が命令等を行うことができる - 制度の運用に際して議会の議決が必要

実態 把握

課題 抽出

論点整理

部会報告書 (案)の検討

第1回検討部会

- 令和7年度「高度・専門的業務における広域連携に関する検討について」（中間取りまとめ）で取り上げられた課題の検討
- 専門的な人材の配置について、他の実態調査結果から実情を把握
- 地方自治法上の各種制度の活用可能性の整理

第2回検討部会

- 課題に対応した消防庁支援事業の改善・拡充に関する具体案の検討
- 地方自治法上の各種制度の活用促進に資する具体的な方策の検討

第3回検討部会